

会津大学における起業支援に関する規程

(平成27年3月31日規程第3号)

(最終改正 2023年7月1日規程第20号)

(目的)

第1条 この規程は、会津大学（以下、「本学」という。）における起業家への適切な支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 起業家 本学の研究成果又は資源等を活用して起業した個人又は法人のことをいう。
- 二 研究開発室 会津大学産学イノベーションセンターに設置された研究開発室のことをいう。
- 三 先端 ICT ラボ 会津大学復興創生支援センターの先端 ICT ラボ (LICTiA) の施設内に設置されたデータセンター、カンファレンススペース、プロジェクトルーム等の設備の全てのことをいう。
- 四 プロジェクトルーム 先端 ICT ラボに設置されたプロジェクトルームのことをいう。
- 五 UBIC オフィスブース 会津大学産学イノベーションセンターに設置された起業家が事業活動を行うためのスペースのことをいう。
- 六 UBIC センター長 会津大学産学イノベーションセンターのセンター長のことをいう。
- 七 復興創生支援センター長 会津大学復興創生支援センターのセンター長のことをいう。

(支援の内容)

第3条 本学は、次の各号に掲げるもののうち、起業家の事業目的、本学への貢献内容等に応じて、必要と認める支援を行うことができる。

- 一 会津大学発ベンチャーの称号付与
起業家は、「会津大学発ベンチャー」の称号を取得することができる。
称号の取得に関して必要な事項は別に定める。
- 二 研究開発室の利用
起業家は、研究開発室を、事業活動のために使用することができる。
研究開発室の使用に関して必要な事項は別に定める。

三 プロジェクトルームの利用

起業者は、プロジェクトルームを、事業活動のために使用することができる。
プロジェクトルームの使用に関して必要な事項は別に定める。

四 UBIC オフィスブースの利用

起業者のうち、学部生又は院生として本学に在籍する者は、UBIC オフィスブースを、事業活動のために使用することができる。

UBIC オフィスブースの使用に関して必要な事項は別に定める。

五 先端 ICT ラボのリソースの利用

起業者は、先端 ICT ラボにおけるデータセンタークラウドサービスやサイバーセキュリティウォールーム等を、イノベーション創出のための活動に使用することができる。

データセンタークラウドサービスやサイバーセキュリティウォールーム等の使用に関して必要な事項は別に定める。

六 本学の住所を法人登記の住所として利用

起業者は、第二号から第四号の規定により研究開発室、プロジェクトルーム又は UBIC オフィスブースを使用するときは、本学の住所地を法人登記の住所として利用することができる。

登記に関して必要な事項は別に定める。

七 知的財産権の使用許諾に関する措置

起業者は、本学が所有する知的財産権の使用許諾に関して、社会全体の利益等を考慮した実施料の減免などの措置を求めることができる。

知的財産権の使用許諾に関して必要な事項は別に定める。

八 会津大学産学イノベーションセンター専任教員等による起業支援

起業者のうち、学部生又は院生として本学に在籍する者は、会津大学産学イノベーションセンター専任教員等から、経営戦略の相談、事業計画書の作成支援、税理士等の専門家の紹介など、事業活動に係る支援を受けることができる。

支援に関して必要な事項は別に定める。

(支援の申請)

- 第4条 前条第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる支援を受けようとする者は、UBIC センター長に対して、別に定める様式により申請を行わなければならない。
- 2 前条第三号及び第五号に掲げる支援を受けようとする者は、復興創生支援センター長に対して、別に定める様式により申請を行わなければならない。

(支援の決定)

- 第5条 UBIC センター長は、第3条第一号、第二号、第四号及び第六号の申請があったときは、別に定める場合を除き支援の可否を決定し、当該申請者に通知を行うものとする。
- 2 UBIC センター長は、前項の通知を行ったときは、学長にその内容を報告するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、復興創生支援センター長に対して、第3条第三号及び第五号の申請があった場合について準用する。

(事業報告)

- 第6条 UBIC センター長は、第3条第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる支援を受ける者に対して、損益計算書、貸借対照表等の提出などの事業報告を求めることができる。
- 2 前項の規定は、復興創生支援センター長が、第3条第三号及び第五号に掲げる支援を受ける者に対して、事業報告を求める場合について準用する。

(支援の決定の取り消し)

- 第7条 UBIC センター長は、第3条第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる支援を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める場合を除き支援の決定を取り消すことができる。
- 一 社会的信用を失墜する行為又は公序良俗に反する行為を行った場合
 - 二 事業活動の実態がなくなった場合
 - 三 支援を受ける者から、支援の取り消しの申し出があった場合
 - 四 前条の事業報告を行わなかった場合
 - 五 その他支援を継続することが適当でないとセンター長が認めた場合
- 2 UBIC センター長は、前項の取り消しを行ったときは、学長にその内容を報告するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、復興創生支援センター長が、第3条第三号及び第五号に掲げる支援を受ける者に対して、支援の決定を取り消す場合について準用する。

(事務)

第8条 起業支援に関する事務は、会津大学産学イノベーションセンター事務局及び会津大学復興創生支援センターが行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は UBIC センター長又は復興創生支援センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。